



# トクちゃん新聞

19年1月号



事務所の冬休みは、12/29~1/5までです。

平成18年12月25日  
徳野会計事務所  
〒577-0006  
東大阪市楠根3-12-28  
TEL: 06-6744-3961  
FAX: 06-6744-3963  
URL: <http://www.ft-tax.com/>  
mail.info@ft-tax.com

**より一言** 先日平成19年度税制改正大綱が出ました。ざっと見まして、中小企業に影響しそうな項目は次の3つです。

### ①留保金課税の適用除外の範囲拡大

資本金1億円以下の法人は対象外となりました。経営が安定しない中小企業なのに内部留保したら税金がかかるという不条理な制度がなくなりました。

### ②償却限度額の拡大

どれだけ古いものであっても、廃棄するまでは取得価格の5%が必ず帳簿価格として残っていましたが、これを備忘価格1円だけ残して、償却できるようになりました。また、法定耐用年数内に取得価額全額を償却できるように制度を見直すそうです。償却率の表が変わることになるのでしょうか。

### ③特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の緩和

適用除外基準である基準所得金額が現行800万円から1600万円へ引き上げられました。ただし、平成19年4月1日以後開始事業年度からの適用で、それまでは800万円が基準です。なお、毎年話題になる、ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算廃止については、今年も盛り込まれていないようです。

**今年も残りわずか。よい形で締めくり、気持ちよく新年をお迎えください！来年もよろしくお願ひいたします。**

### ◆税務情報

#### ◆減価償却制度見直しについて(平成19年度税制改正大綱より)

担当: 荒田

平成19年度の税制改正の柱となるものに「減価償却制度の見直し」があります。これまで、車や建物など(有形固定資産)を購入して償却しても、取得価額の全額を償却できず取得原価の5%部分は償却されずに残っていました。

それに対し、今回の改正により、残存価額を含め**全額償却**できるように見直されています。この意図は設備投資を促進し、生産手段の新陳代謝を加速させることにあります。



	現行	改正
償却可能限度額	95%	100%



そして、この制度は平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産から適用となります。ちなみに、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、95%まで償却した事業年度の翌期以後に残りの5%部分を5年間で均等償却できます。

#### ◆掃除をすると・・・

担当: 大塚

そろそろ『年末の大掃除』が近いですね。掃除をしている時は、少し大変かもしれませんが、やはり、やればやるだけキレイになり、一年を気持ちよく締めくくることができますよね。鍵山秀三郎(かぎやまひでさぶろう)氏の著書『一日一話』(発行: PHP研究所)の中に、「掃除をすると・・・」

1. 心が磨かれる。
2. 謙虚な人になれる。
3. 気づく人になれる。
4. 感動の心が育まれる。
5. 感謝の心が芽生える。

という言葉があります。今年は例年以上に「心」込めて掃除をしてみたいかでしょうか・・・?

#### ◆経費削減アクションプラン

担当: 大塚

「領収書を分割発行して、収入印紙代を削減しましょう！」商品販売金の受取書(領収書)に係る収入印紙の金額は、領収金額が大きくなるにつれて、段階的に増加しています。

(※以下、全て税抜き)  
◆例えば、売上1,200万円を回収するとします。1,200万円全額に対して一枚の領収書を発行した場合、印紙代は、4,000円かかります。(受取金額が2,000万円以下は印紙代金が4,000円の為)それに対して、1,000万円と200万円の2枚の領収書を発行した場合、印紙代はそれぞれ2,000円と400円の合計2,400円で済みます。(受取金額が1,000万円以下は2,000円、200万円以下は400円の為)これだけで、1,600円も削減できます。是非、お試しを!!

#### ◆税務スケジュール(1月)

##### 1月10日

- ・12月分 源泉所得税の納付
- ・納期の特例 7~12月分 源泉所得税の納付
- ・12月分 住民税の納付(特別徴収)

##### 1月20日

- ・納期限の特例 7~12月分 源泉所得税の納付

##### 1月31日

- ・11月決算法人 確定申告
- ・5月決算法人 中間(予定)申告
- ・個人住民税 第4期分納付(普通徴収)
- ・支払調書及び法定調書合計書の提出(税務署)
- ・給与支払報告書 提出(市役所)
- ・償却資産税 申告(市役所)



担当: 岡村

#### ◆税制改正はどうやって行なわれるの??

担当: 荒田

その年の税制改正の大筋は、前年の12月末までに決まります。税制改正は財務省主税局が原案を作り、内閣総理大臣の諮問機関である政府税制調査会や与党などとの調整を経て、法案になります。(税制改正大綱とよばれるもの)。

この法案は年初の通常国会に政府予算案などと同時に提出され、国会の議決を経て法律となり、施行されます。

内容を知りたい方は、こちらへ(<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2006/pdf/seisaku-030a.pdf>)



#### ◆お客様紹介

有限会社 O.M.A. 様

##### 1) 会社情報

- ① 設立日: 平成16年12月1日(創業23年)
- ② 事業内容: 医歯薬獣専門予備校
- ③ 代表取締役 北原裕司
- ④ URL: <http://www.isigakuin.ne.jp/>



##### 2) どんな会社?

廊下やエレベータで学生さんと会った時、北原学校長は必ず声をかけておられます。その声のかけ方が、単なるあいさつではなく、「この前のあれ、どうやった?」というように、普段のコミュニケーションの良さをうかがわせる会話です。また、寮で生活する生徒も多く、受験勉強に臨む環境作りから様々な工夫をしておられます。少子化の波が押し寄せることで経営環境は苦しくなりますが、23年の実績とさらなる工夫で益々発展されることと思っています。

##### 3) 徳野へのコメント

いつもさすがらしく、熱意にあふれた姿勢で対していただいています。何より、月次報告書などで、そのつど基礎的な説明を繰り返していただけるので、たいへん助かっています。その若さと緻密さでますます活躍されんことを、また同時に抱えられる難題も、見事に切り抜けられるよう、エールを送り続けたいと思います。

##### 4) 自社アピール

一つ挙げさせていただければ、社員が総じて愚直なまでにまっすぐに生徒、保護者に向かい合っていることです。新しさや派手さには少し疎いところもありますが、教育という古くて新しい魅力的な仕事に、生き生きと楽しく関わっています。予備校で楽しい? そう、熱心な生徒たちがそう言います。

#### ◆スタッフ紹介

こんにちは、岡村と申します。このコーナーに初めて登場しますので、まずは自己紹介です。家族構成は、主人、娘(小4)、息子(小3)、あとはインコ2羽、金魚2匹、熱帯魚約30匹を飼っています。(あっ昨日グッピーが出産していましたので、8匹増です)見ての通り年子でしたので本当に大変な時期もありましたが、それも一瞬でアツという間に親の手を離れつつあります。おかげで少しずつ自分自身の時間を創り出すことができ、今こうして徳野会計でお世話になっております。

過去には、ピアノ・スキー・ゴルフ・スキューバダイビング・テニスと色々な事をやっていましたが、今はなかなか気持ちの余裕が持てず、随分ご無沙汰しています。もう少しすれば、また主人と一緒に復帰しようんでいるのですが、いつになりますやら・・・



内勤が多いので、お客様とスタッフとのパイプ役をしっかりと努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ◆税金クイズ

担当: 清水

今月は所得控除についてのクイズです。



Q.1 1年以内の保険料を前納した場合、全額控除対象になるのは次のうちどれでしょうか?

- ① 社会保険料・小規模企業共済等掛金
- ② 生命保険料・損害保険料
- ③ ①・②全て

Q.2 損害保険料控除の対象にならないものは次のうちどれでしょうか?

- ① 居住用家屋の保険料
- ② 時価25万円の骨董品
- ③ 別荘の保険料

※今回のクイズの答えは1月10日の発行分で掲載いたします。

◎1~10

◎1~10

<おまげ>